

路面電車の将来像検討のための調査委託業務公募型プロポーザル募集要領

1 事業の概要

(1) 業務名

路面電車の将来像検討のための調査委託業務

(2) 実施主体

高知県地域公共交通活性化協議会

(3) 業務の目的

地域における持続可能で利便性の高い公共交通体系を構築するため、中長期的な公共交通ネットワークの再編方針及び10年後の路面電車の将来像の検討にあたって必要となる基礎資料を整備する。

(4) 業務内容

別途定める「路面電車の将来像検討のための調査委託業務プロポーザル仕様書」のとおり。

(5) 委託期間

委託契約締結の日から令和8年3月31日まで

2 見積限度額

35,000千円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

3 審査委員会の設置

プロポーザルの審査を公正に行い、契約の相手先となる候補者及び次点者を選考するために「路面電車の将来像検討のための調査委託業務」（以下「審査委員会」という。）を設置します。

4 契約の相手方の決定方法

提出された企画提案書と企画提案者（以下「参加者」という。）のプレゼンテーションの内容を審査する審査委員会を開催します。審査委員会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、公正な審査を行い、随意契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）と次点者を選定します。

委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することをお約束するものではありません。選定後には、候補者と高知県地域公共交通活性化協議会は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体の履行条件などの協議と調整（以下「交渉」という。）を行います。この交渉が整ったときには、随意契約の手続きに進みます。14日以内（土日祝日を除く）に交渉が整わない場合は、次点者に選定された者が、改めて県と交渉を行うこととなります。

5 資格要件

参加者の資格要件は次のとおりです。

- (1) 高知県の物品購入等に係る競争入札参加資格者登録名簿に登録されている（若しくは契約締結時まで登録が予定されている）者であること。

- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 「高知県物品購入等関係指名停止要領」に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (4) 「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと又は同規程第 2 条第 2 項第 5 号に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること。
- (5) 本店及び県内に所在する営業所等が都道府県税を滞納してないこと。
- (6) 本店及び県内に所在する営業所等が消費税及び地方消費税を滞納してないこと。
- (7) 過去 10 年間（平成 27 年度（2015 年度）から令和 6 年度（2024 年度））において、国、地方公共団体、又は国や地方公共団体が設立した協議会等が発注した公共交通に関する調査業務をいずれも元請として受託し、完了した実績を有すること。ただし、他支社又は営業所等の実績も含む。

6 質疑と回答

質疑は令和 7 年 6 月 23 日（月）午後 5 時（必着）までに別紙様式 1 により持参、郵送（書留郵便又は配達証明に限る。）、F A X 又は電子メールで受け付けます。F A X と電子メールによる場合は、電話により着信を確認してください。質疑と回答の内容はホームページに掲載します。

7 参加申込及び資格要件の確認

プロポーザルに参加したい事業者は、参加申込書（別紙様式 2 - 1）に資格要件の確認書類を添えて申込みをしてください。申込みに当たって提出する書類を次表に示します。

[提出書類の様式、提出部数等]

様式番号	提出書類の名称	規格	提出部数
2-1	参加申込書	A 4 縦	正本 1 部
2-2	法人概要書	A 4 縦	正本 1 部
—	事業実績一覧表	A 4 縦	1 部
—	都道府県税全てにかかる納税証明書		1 部
—	消費税および地方消費税の納税証明書		1 部

(1) 参加申込書

① 提出方法

持参又は郵送（書留郵便又は配達証明に限る。）

② 提出期限

令和7年6月27日（金）午後5時（必着）

③ 提出先

〒780-8570 住所 高知市丸ノ内1丁目2番20号

高知県地域公共交通活性化協議会事務局

（高知県総合企画部交通運輸政策課内）TEL 088-823-9734

(2) 資格要件の確認

高知県地域公共交通活性化協議会事務局で申込者から提出のあった参加申込書と関係書類を確認します。申込者の資格要件の確認が完了したら、確認結果を令和7年7月1日（火）までに申込者へ電子メールにて通知します。

(3) 資格要件が満たなかった者に対する理由説明

① 参加申込書を提出した者のうち資格要件が満たなかった者に対しては、満たなかった旨及び満たなかった理由を書面により通知します。通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（土日祝日を除く。）以内に、書面により、事務局に対して資格要件が満たなかったことについての説明を求めることができます。

② 会長は説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（土日祝日を除く。）以内に書面により回答します。

8 企画提案書の作成

別途定める「企画提案書作成要領」に基づいて企画提案書を作成してください。

9 審査

別途定める「審査要領」に基づき実施します。

10 審査結果

審査結果は、令和7年7月22日（火）（予定）までに、全ての参加者に文書で通知します。なお、審査結果は高知県情報公開条例に準じて、開示請求があった場合には開示の対象となります。

11 日程

令和7年6月16日（月）	募集要領の公示
令和7年6月23日（月）午後5時	質疑書提出締切
令和7年6月25日（水）	質疑回答
令和7年6月27日（金）午後5時	参加申込、資格確認書類提出締切
令和7年7月1日（火）	資格要件確認結果通知

令和7年7月11日(金)午後5時 企画提案書の提出締切り
令和7年7月18日(金)(予定) 審査委員会(プレゼンテーション)
令和7年7月22日(火)(予定) 審査結果通知

12 提出書類の取扱い

- (1) 提出された書類は返却されません。
- (2) 提出された書類は、必要に応じ複写(県庁内及び審査委員会での使用に限ります。)します。
- (3) 提出された企画提案書は、高知県情報公開条例に準じて、開示請求があった場合には対象文書として原則開示することになります。なお、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示としますので、提出書類の該当部分と非開示とする具体的な理由を別紙様式3により提出してください。
開示・非開示の判断は様式3に基づき行うものではなく、様式3を参考に、高知県地域公共交通活性化協議会が客観的に判断します。
- (4) 契約者以外の企画提案の内容については、提案者の承諾なしには利用することはありません。

13 問合せ先

高知県地域公共交通活性化協議会事務局
(高知県総合企画部交通運輸政策課内)
担当者 武政
TEL 088-823-9735 FAX 088-823-9526
E-mail 080801@ken.pref.kochi.lg.jp

14 失格事項

次の各号のいずれかに該当した場合、提案者は失格になることがあります。

- (1) 提出書類に不備若しくは虚偽の記載があった場合又は指示した事項に違反した場合
- (2) 審査委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた事実が認められた場合
- (3) 事務局(県)職員に対する、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
- (4) 審査結果通知までの間に、他の申込者に対して、応募提案の内容又はその意思について、相談や調整等を行った事実が認められた場合
- (5) プロポーザルの手続の過程で、高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当することが判明した場合
- (6) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある行為が認められた場合

15 その他

- (1) 参加申し込み提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届

(様式自由)を提出してください。辞退することによって、今後の高知県地域公共交通活性化協議会との契約等について不利益な取扱いをするものではありません。

- (2) 企画提案に要する全ての費用は参加者の負担とします。
- (3) 業務内容は、採択された企画提案の内容を基本としますが、協議により変更・修正を加える場合があります。

(様式2-1)

参加申込書

令和 年

月 日

高知県地域公共交通活性化協議会
会長 西内 裕晶 様

所在地 _____

事業者名 _____

代表者名 _____ (印)

路面電車の将来像検討のための調査委託業務公募型プロポーザル募集要領に基づき、路面電車の将来像検討のための調査委託業務に関するプロポーザルに参加を申し込みます。また、募集要領で定められた資格要件を全て満たすことを誓約します。

連絡先

社名・部署名 _____

担当者職氏名 _____

電話番号 _____

FAX _____

メールアドレス _____

注) 令和7年6月27日(金)午後5時締切です。

提出方法：持参または郵送

(様式 2 - 2)

法人の概要書

法人名		
所在地	〒	
代表者 職・氏名		
従業員数 (人)		
設立年月		
事業内容		
資格要件	高知県の物品購入等に係る競争入札参加資格者登録名簿に登録されている (若しくは契約締結時までに登録が予定されている) 者であること。	はい・いいえ
	地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること	はい・いいえ
	「高知県物品購入等関係指名停止要領」に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること	はい・いいえ
	「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に基づく入札参加資格停止措置を受けていない者であること	はい・いいえ
	「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと又は同規定第 2 条第 2 項第 5 号に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること	はい・いいえ
	本店及び県内に所在する営業所等が都道府県税を滞納していないこと	はい・いいえ
	本店及び県内に所在する営業所等が消費税及び地方消費税を滞納していないこと	はい・いいえ
	過去 10 年間 (平成 27 年度 (2015 年度) から令和 6 年度 (2024 年度)) において、国、地方公共団体、又は国や地方公共団体が設立した協議会等が発注した公共交通に関する調査業務をいずれも元請として受託し、完了した実績を有すること。ただし、他支社又は営業所等の実績も含む。	はい・いいえ

(様式3)

提案内容の非開示に関する申立書

令和 年 月 日

高知県地域公共交通活性化協議会
会長 西内 裕晶 様

所在地
事業者名
代表者名

情報の開示請求があった場合に、提出書類を開示することにより、今後弊社が事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害する部分及びその具体的な理由は次のとおりです。

開示すると支障が生じる書類 (書類の頁・箇所等)	支障が生じる理由・生じる支障の内容を具体的に記入してください。